

いこいの村 岩倉 康雄

題字 梅の木寮

2014年（平成26年）7月20日発行

第386号

発行責任者 いこいの村聴覚言語障害センター
所長 柴田 浩志

編集 いこいの村編集委員会
〒629-1242

綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

TEL (0773) 46-0101

FAX (0773) 46-0610

<http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi>

梅の木寮3棟合同10周年記念会を開催！



10年間で写真で振り返りました



ご家族は5組10名参加していただきました



笑顔で記念撮影です



お赤飯、お刺身、おいしくいただきました

6月28日（土）、いこいの村梅の木寮「3棟合同10周年記念会」を開催し、開所当初から暮らし続けておられる88名の方を始め、空、花、ひのきの3棟全員で開所10周年を祝いました。

家族の会会長の挨拶では、「10周年おめでとうございませう。今日いらっしゃる皆さんで15周年を迎えられるよう元気でお願いします」との言葉をいただきました。

また、各棟10年間の歩みを振り返るスライドを生活者（利用者）の皆さんと見ました。スライドに自分が映ると、皆さんに「っっ」と笑顔になりました。

最後に、生活者、ご家族、職員で記念撮影を行いました。これからも、いこいの村で元気で楽しく暮らしていただきたいと思えます。

（いこいの村・梅の木寮

北村 卓大）

いよいよの村で暮らしたい

綾部市すこやかシニア教室が、いよいよの村でも開始

市内の6事業所で行われる綾部市すこやかシニア教室をこ存知ですか。

この教室は、高齢者のすこやか点検で「二次予防事業対象者」と判定された方のうち、一部の方に呼び掛けがあったもので、来年の介護保険法の改正を見据えたモデル事業として行われているものです。



年齢を重ねるといって、身体の機能が少しずつ低下し、愛着ある住み慣れた自宅での暮らしを願っていても、トイレに行くには段差があるので、コケたら大変。できるだけトイレに行かないように、お茶をガマンする。買い物にも行けないし、家にある野菜で簡

素に食事を済ませる。入れ歯で食べにくいし、飲み込むときこむせる…と、心配は尽きません。



運動講座開講

専門職がアドバイス

こつとした心配事を少しでも取り除けるよう、いよいよの村でも市内の6事業所のひとつとして、前期6か月の教室が13名の参加で始まりました。この教室では、運動・栄養・口腔の観点から、専門職の作業療法士・栄養士・言語聴覚

士が講座を担当しています。



段差のある自宅では、どんなことを心がけ、どんな運動をすれば転倒を防げるのか。

食事は、どんな材料をどう調理すれば、きちんと栄養が摂れて健康を維持できるか。

しっかり噛んで、しっかり飲み込むためには、どんなことに気をつけたら良いのか。

そのことに気づき、見直す機会になればと思います。

参加者からは、

「今の状態を維持したい」

「少しでも健康になりたい」

「痛みが楽になり、丈夫になりたい」

「りたい」

「学んで実行していきたい」

と、教室に対して、大きな期待をいただいています。

講座内容

全12回の講座のうち、初回と2回目は、アンケートや体力測定などで、まず自分自身の現在の状態を知ることを行いました。3回目からは、専門職による運動・栄養・口腔のテーマに分かれ、講座を行っています。



講座で学んだことを、自宅で実践する宿題もあり、それを記録し、1日を振り返る日記にも取り組まれています。

宿題を実践するうちに、目

に見えて改善するところや、長

期的に継続することによって効果が

分かることがあります。11回

目と最終回には、最初と同じ

アンケートと体力測定をして、

どのように維持・改善できた

のかを確認していただくこと

になっています。



タオルを使って体操しましょう

愛着のある住み慣れた自宅です。いつまでも元気に安心して暮らしたい…。こつとした強い思いで頑張られる参加者が、無理なく続けることが出来る教室として、活用くださればうれしく思います。

(すこやかシニア教室担当)

濱田義隆)

介護の窓

ケアマネジャーってなに?

今回はケアマネジャーの仕事を紹介し、また、介護保険サービスの利用の仕方や仕組みをお伝えします。

介護保険を利用される方というのは、暮らしのどこかに不便を感じておられたり、今までできていたことができなくなってきたりという高齢者です。ケアマネジャーは、その暮らしの障害になっていることが何なのか分析し、ご本人やご家族と一緒にその人らしい生活への道筋を考え、計画にする役割を担っています。そして、その計画を基にそれぞれデイサービスやヘルパー等の介護サービスを提供し、利用者が望む暮らしの実現に

向けたお手伝いをしていきます。

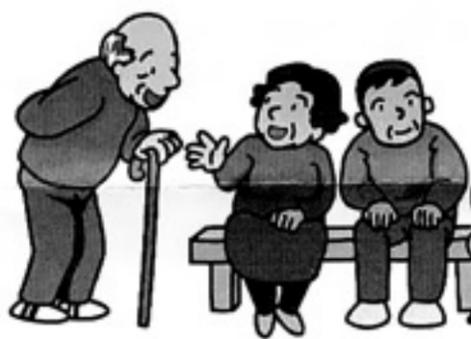
Aさんの場合



例えば、「腰が痛くて家の掃除が満足にできなくなった」とお困りのAさんのケースです。相談を受けたケアマネジャーは、その困りごとに対して、「医者にも診てもらって痛みが軽くなるか」「代わりに掃除をしてくれる人はいないか」等、様々な見方から困りごとの解決方法を考え、ご本人やご家族と相談しながら計画を作っていきます。Aさんにはヘルパーが訪問し、一緒に掃除をするようになります。

地域に根差して

しかし、介護保険のサービスだけでは困りごとが解決できない場合もあり、一緒に支えてくれる地域住民の力が欠かせません。Aさんを支えようとするケアマネジャーは、Aさんの近所の人や自治会等介護保険の枠の中に入らない方々ともつながりを持ち、地域住民がお互いに支えあえるように働きかけていくことが求められます。



ケアマネジャーの仕事は、介護保険の活用をお手伝いしながら、地域福祉全体の向上を目指していると言えます。(綾部東部在宅介護支援センター 川崎 史生)



いこいの村
栗の木寮
部長 木村 公之



精神科病棟 転換型 居住系施設に反対!

栗の木寮が加盟している「きょうざれん」では、厚生労働省が出した精神科病棟転換型の居住系施設の案に対して、反対を表明しています。議論に当たって精神障害のある当事者の意見をよく聞いてほしいというところ、精神障害のある人も地域で一人の市民として暮らししていくために、どのような社会資源が必要なのかこそ議論していくべきだと考えているからです。現在、日本の精神科病院には、約32万人の方々が入院しており、その内1年以上入院している方々が約20万人います。また、本来退院できるのに地域に受け皿がないため

質問コーナー



Q. 精神科病棟 転換型 居住系施設とは?

A. 今年1月に我が国は国連の「障害者の権利条約」に批准しました。権利条約には「居住地を選択する機会を有し、特定の生活施設で生活する義務を負わない」となっています。

我が国では、批准後に精神科病棟をアパートに改修してそのまま入院患者を居住させる動きが出ています。

に入院を余儀なくされている社会的入院の方々は約7万人います。栗の木寮の仲間(利用者)の17名が精神障害をかかえており、そのうちの6名が、精神病院から施設へ入所してきておられます。日本が批准した障害者権利条約に規定された「どこで誰と暮らしかを選ぶ」ことができ「社会の実現のために、私たちも取り組んでいきたい」と思います。

